

公定価格の対応の方向性について

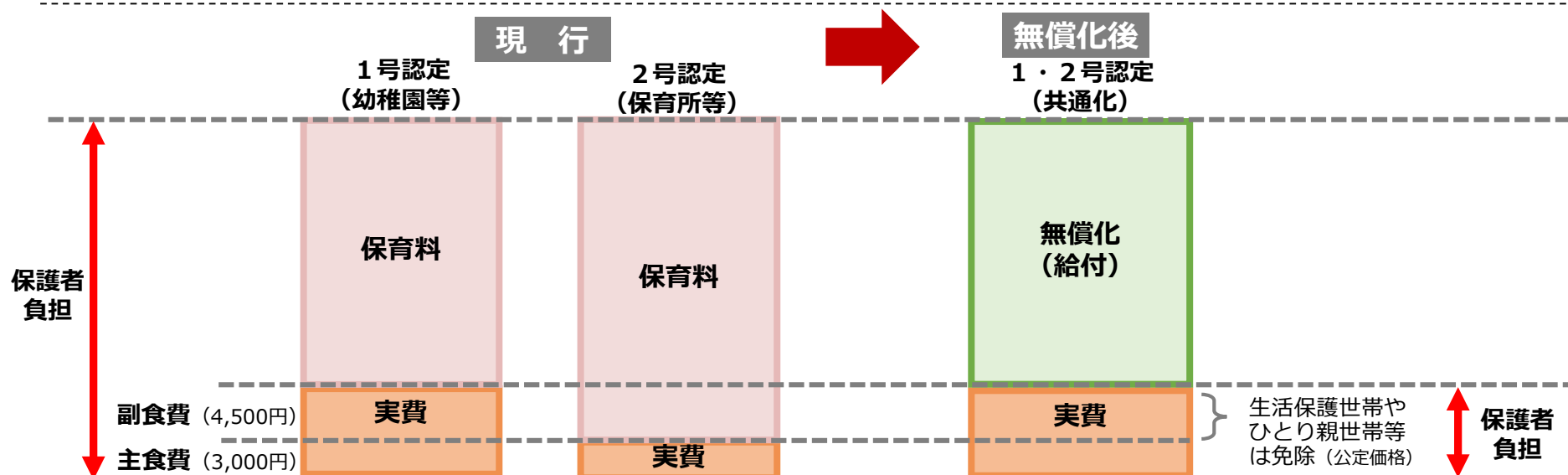
平成30年11月30日

1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

(1) 食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
 - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



(2) 取扱いの見直しに関する周知等

- 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども（保育所等（3～5歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどが無いよう方策を検討する。
- 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実につなげる方策を検討する。
- 新制度未移行幼稚園における食材料費（副食費）についても、低所得者への負担軽減措置を検討する。

(参考) 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(参考1) 子ども・子育て会議における主な意見 ※参考5 (詳細版) 参照

※赤字は前回(11/22)追加された意見

(全体)

- 公平性・イコールフットィングから、負担方法の違いは統一する必要がある。
- 特に同年齢の1・2号認定間の取扱いの違いは保護者の不公平感につながる。
- 負担軽減の対象の整合性も検討すべき。
- 保育料の内訳として保護者が食材料費を負担している認識は少ない。

(自己負担・実費徴収を支持する意見)

- 義務教育や医療・介護における給食費の扱いを踏まえ、基本的に自己負担でよい。
- (保護者の食材料費負担の認識がないのは本来望ましいことでなく) 食材料費の負担構造・内訳や食育実践について「見える化」・情報開示を進める必要があり、実費徴収は検討に値する。
- 低所得者の減免をきちんとやる前提であれば、利用者・施設に負担増ではない。
- 食材料費の「見える化」を機に、食に関する保護者への助言や支援の強化を期待する。

(公定価格・保育料を支持する意見)

- 乳幼児の食は教育・保育の一環であり、実費徴収にはなじまない。保育所保育料の応能負担原則に反する。
- (保護者の食材料費負担の認識が少ないので) 実費徴収化すると、無償化の実感が得られにくくなる。
- 実費徴収化した場合の未納の対応について、保育現場で不安の声がたくさん上がっている。

(低所得階層への支援その他)

- 現状、保育料が免除になっている人に新たな負担がかからないようにすることが必要。
- 低所得階層への手厚い支援が必要。
- **新制度未移行園に通う困窮世帯に対しても副食費免除がなされる必要がある。**
- (保護者の食材料費負担の認識が少ないので) 保護者の混乱が生じないよう国から丁寧な説明が必要。
- 実費の場合、極端に高い・安い実費、家庭からの持参、欠席、アレルギー対応等の扱いをどうするか。アレルギー除去食など特別食も一律の額とすべき。

(参考2) 現行制度における食材料費の取扱い (概要)

(1) 保護者の自己負担の方法

- ①**保育料** 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ②**実費徴収** 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
 - 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
 - 事前の明示、同意

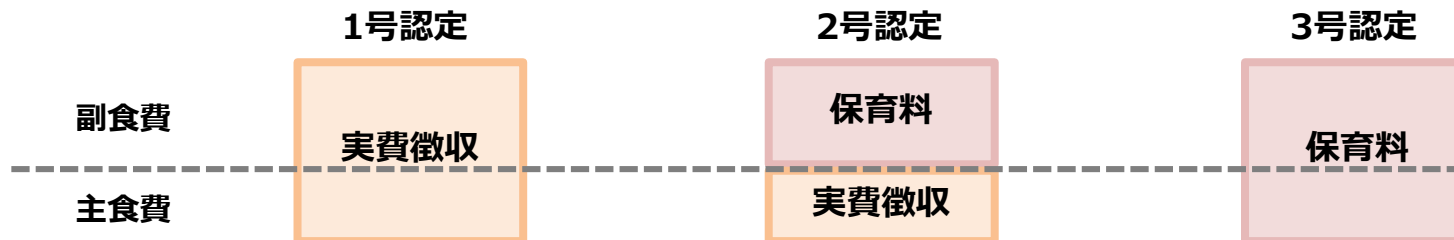


(2) 低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ①**保育料** 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ②**実費徴収** 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



※1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。

※2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。

※3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

(参考3) 関係条文

● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）

（利用者負担額等の受領）

第十三条

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(参考4) 他制度における食材料費の自己負担及び減免の状況

1. 義務教育等

- 学校給食の食材料費は保護者が自己負担（学校給食法第11条第2項等）。特別支援学校幼稚部も同様。
- 生活に困窮している要保護・準要保護等の児童生徒に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助の仕組みがある。

2. 障害児通所支援

- 食材料費・調理費は通所給付の対象外。施設との契約に基づいて実費を利用者が自己負担。
- 栄養士および調理員が必置とされている通所サービス（児童発達支援センター・医療型児童発達支援）については、自己負担の一部を通所給付の中で加算。

3. 介護保険

- 在宅サービス利用者との負担の公平性等の観点から、食事に係る費用については保険給付の対象外。事業者は利用者との契約に基づき、原則、食材料費及び調理費に相当する額を食事に係る費用として徴収することができる。
- 低所得者については、所得に応じた自己負担の限度額を定め、食事に係る標準的な費用との差額を介護保険から補足給付。

4. 医療保険

- 医学的管理の観点から、食費は保険給付の対象としつつ、在宅と入院、医療と介護の負担の公平等の観点から、利用者が一部負担。病床・医療区分等を通じた共通の自己負担額を設定。
- 低所得者・難病者や長期入院者については、低廉な自己負担額を定め、共通額との差額を保険給付。

(参考5) 子ども・子育て会議での主な意見 ※赤字は前回(11/22)追加された意見

- 義務教育や医療・介護における給食費の扱いを踏まえ、基本的には自己負担でいいのではないか。
- 食育の実践が見える化して、利用者と意識を共有することが質の向上に向けて重要であり、実費徴収とすることも検討に値する。
- 食育は保育の重要な中身であり、無償化に伴って実費徴収化の議論がされることは十分理解できない。
- 無償化は応能負担の原則を逸脱しており、高所得者に負担を求めれば財源に余裕がでるのではないか。
- 高齢者や障害者の場合は自己負担だが、子供関係の施設である社会的養護関係の施設では、措置費の中に入っており、必ずしも子供と高齢者・障害者が同じ扱いでなくとも構わない。1号と2号の公平性を「教育課程に食がしっかりと位置づけられているか否か」で分けるということもあり得る。
- 乳幼児の食は教育・保育の一環であって、無償化の対象として含まれてもいいのではないか。
- 3号についてはこれまでも保育料に入っているので、保育料に乗せるのは当然。福祉的観点から公定価格で見るとはならないか。
- 費用負担の構造については、見える化・情報開示を進める必要がある。
- 食材費の内訳については誰しもが「見える化」される状態で運用されるべき。
- 1～3号認定間の公平性が重要であり、負担方法の違いは統一する必要がある。就労の有無ではなく、全ての保護者が納得できる合理的な判断をすべき。
- 認定こども園では、同年齢での食材料費の取り扱いの違いが保護者同士の不公平感の潜在化につながるため、少なくとも1号と2号の整理に着手しなければ、保護者の理解を得られないのではないか。
- 1号の補足給付事業の対象範囲が2号、3号の保育料減免範囲と合っていないため、負担軽減の対象範囲の整合性を積極的に検討すべき。
- **新制度未移行園に通う困窮世帯に対しても副食費免除がなされる必要がある。**
- 低所得の人たちに対する手厚い支援が必要。現状、保育料が免除になっている人に新たな負担がかからないようにすることが必要。
- 2号の副食費、3号の主・副食費を実費徴収化すると、「食材費は払わずにおにぎりを持参させる」、「風邪等で休んだ分の給食費を返してほしい」等の保護者の新たな要望に応える必要がある。また、未納の対応について、既に保育現場では不安の声がたくさん上がっている。
- 他園との差別化のため極端に高い食材を使用したり、反対に極端に安い食材にするといったケースをどう規制するのか。
- 食育の一環として、子どもと職員が同時に調理した給食を食べている場合、保護者に実費の根拠を示すため、仕入れ管理や調理を分けなければいけなくなり、事務負担が増加する。
- 徴収事務が現場の事務負担になることは避けてほしい。
- 未納については、現場の責任とは言い切れないため、市が対応するなどの方策が必要ではないか。

- アレルギー対応が増えており、食事提供の重要度は増している。
- アレルギー食等の対応のため、徴収額に差をつけてしまうと、事務量が膨大になる。
- 除去食など特殊な対応が必要となる場合については、実費徴収の額に差を設けることなく一律とすることが望ましい。
- アレルギー食の提供は、誤食によるアレルギー事故の防止ほか、児童・保護者に対する教育の側面もあるため、全ての対象児に負担感なく提供されるよう、配慮いただきたい。
- 1号・2号の食材料費全てを公定価格に乗せると、幾らになるのか。余りにも過大であるならば、ほかの保育の質向上に充てるべきなのか、総額を見て判断することが必要なのではないか。
- 食育は、保育所保育指針並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも記載されており重要。
- 乳幼児の食は、身体的にも人格形成にも大切なもの。
- 保護者への食育指導を充実してほしい。
- 高齢者や障害者の場合は日額単価だが、月額単価とした場合の欠席の扱いをどうするのか。
- 食材の共同調達などにより支出と費用負担の両立を図っていくことも重要であり、そのための支援もあってよい。
- 主食について保護者が持参する施設もあり、それも含め、実費徴収という表現が正しいのか。
- 地域子育て支援拠点と利用者支援事業において声が出ており、給食費の取り扱いについてのロードマップ作成も含め、丁寧な検討と保護者への説明を十分にしていきたい。
- 食の楽しさ、うれしさを感じる大切な機会として、全ての子供たちにお弁当の日があると良い。

2. その他の課題

(1) 2019年度公定価格の対応の方向性（案）

① 保育所等の体制充実

- 食育の充実につなげる方策の一環として、保育所等の保育士や栄養士の体制充実を図る。

② 処遇改善の推進等

- 2019年4月から1%（月3000円相当）の賃金引上げ。
※「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日 閣議決定）
- 2019年10月からの消費税率引上げ（8%→10%）に伴う公定価格の引上げ。

③ 職員配置の実態に応じた加算化

- 1号認定子ども（幼稚園等）の基本分単価に含む非常勤講師の配置について、配置実態を踏まえ、実際に配置がある場合の加算とする。

※財政制度等審議会指摘（平成30年10月9日）

④ 子ども・子育て会議の指摘を踏まえた運用改善（居宅訪問型保育事業）

- 居宅訪問型保育事業について、利用実態を踏まえ、給付方法の運用の見直しを図る。

(2) 上記以外の事項

来年度実施予定の次回経営実態調査の結果等に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行後5年の見直しの議論も加味し、2020年度の公定価格における対応を検討。

職員配置の実態に応じた加算化

1. 現状

幼稚園及び認定こども園については、1号認定子どもの利用定員の規模により、公定価格の基本分単価に非常勤講師の配置が含まれる。

(参考) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」 (抄)

○幼稚園

1. 基本分単価

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

(イ) 教員 (教諭等)

基本分単価における必要教員数 (園長及び幼稚園設置基準 (昭和31年文部省令第32号) 第5条第3項に規定する教員を除く。) は以下の i と ii を合計した数であること。また、基本分単価には、これとは別に非常勤の講師が配置されていること (教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る。)。

i・ii (略)

2. 予算執行調査結果及び財政制度等審議会の指摘

○予算執行調査結果

財務省が実施した予算執行調査の結果、非常勤講師の配置について「配置していない」や「他の職員が兼任」の集計が調査対象施設の約50%であった。

○財政制度等審議会の指摘 (平成30年10月9日)

実態が伴っていない基本額の見直し (加算化・減算化) の見直しを行う必要があるのではないか。



3. 対応方針

配置実態を踏まえ、基本分単価に含まれる非常勤講師については、実際に配置がある場合の加算とする。

子ども・子育て会議の指摘を踏まえた運用改善（居宅訪問型保育事業）

1. 現状

(1)保育所をはじめとする一般的な給付方法は、月割りを基本としつつ、以下の取扱い。

- ①子どもが月途中に入退所する場合：日割り
- ②常態的に土曜日に閉所する場合：調整（保育の提供が週6日未満の場合、閉所日数にかかわらず定率の減算）

(2) (1)のほか、居宅訪問型保育事業については、集団保育と異なる特性に鑑み、子ども1人につき保育士1人の配置を前提とした単価を設定しつつ、以下の取扱い。

- ①子どもが利用しない日が予め決まっている場合：日割り
- ②子どもの体調等の理由により利用がない場合：日割りなし、調整なし

2. 子ども・子育て会議の指摘

「公定価格に関する議論の整理（平成30年1月子ども・子育て会議）」の「運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化」に係る主な意見として、「居宅訪問型保育事業に関して、保育を提供していない日について、公定価格を日割りにすることには反対である。」とされており、子ども・子育て会議において継続的に改善を求める指摘を受けている。



3. 対応方針

居宅訪問型保育事業の給付方法について、集団保育と異なる特性を踏まえつつ、保育所等との均衡に鑑み、1(1)②の考え方を他の曜日にも適用し、固定経費に配慮した単価設定とする。

(参考) 単価のイメージ

